（課税の特例）

第十三条　認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外高度人材活用新事業分野開拓を行う認定新規中小企業者等（会社であって資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件に該当するものに限る。）から当該計画に従って与えられた新株予約権の行使により当該認定新規中小企業者等の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正）

第二条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（以下「商工会等」という。）」を削り、同条第二項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項

第四条第一項中「第七条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下」を「以下この条において」に改める。

第七条及び第八条を削る。

第六条第一項中「商工会議所」の下に「並びに関係市町村」を加え、同条第二項中「同条第五項各号」を「同条第六項各号」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第六項から第八項まで」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「商工会議所は」の下に「、関係市町村と共同して」を、「作成し」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「は共同して」を「は、これらの関係市町村と共同して、」に改め、同条第三項中「は、商工会及び商工会議所以外の者と」を「及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と」に、「商工会及び商工会議所以外の者を」を「当該者を」に改め、同条第四項第五号中「商工会及び商工会議所以外の者と連携して」を「当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して」に改め、「実施する」の下に「者とする」を加え、同号イ及びロ中「当該商工会及び商工会議所以外の者」を「当該者」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「前項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　経済産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第五条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

第五条を第七条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

（事業継続力強化支援計画の認定）

第五条　商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業（以下「事業継続力強化支援事業」という。）についての計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　二以上の商工会又は商工会議所（同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。）がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村（当該都道府県の区域内にあるものに限る。）と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4　事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業継続力強化支援事業の目標

二　事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

三　事業継続力強化支援事業の実施体制

四　事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　当該者との連携に関する事項

5　前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更等）

第六条　前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。